

株主各位

第 121 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

2020 年 6 月 10 日
日産自動車株式会社

目 次

1.事業報告の「4.会計監査人の状況」	... 1 頁
2.事業報告の「5.会社の体制及び方針」	... 2 頁
3.連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	... 10 頁
(参考情報)「連結包括利益計算書」	... 11 頁
4.連結計算書類の連結注記表	... 12 頁
5.計算書類の「株主資本等変動計算書」	... 19 頁
6.計算書類の個別注記表	... 20 頁

上記の事項は、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nissan-global.com/JP/IR/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

1.事業報告の「4.会計監査人の状況」

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査役会(当時)が同意した理由

522 百万円

指名委員会等設置会社移行前の当社監査役会において、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。なお、同意理由につきましては、指名委員会等設置会社移行後に監査委員会において確認しております。

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

852 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行のためのコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

③当社の重要な子会社(「1.企業集団の現況に関する事項」の「(6)重要な子会社の状況」に記載)のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

①解任の決定の方針

- ・ 監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。
- ・ 監査委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる等、会計監査人による適正な監査の遂行に重大な支障が生じることが予想される場合、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定します。

②不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況を確認した上で、独立性、専門性、品質管理体制及びグローバル展開している当社事業に対応できる監査能力等の観点から、より高い能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

2. 事業報告の「5.会社の体制及び方針」

●執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

(1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①法令に基づく会社の機関設計として指名委員会等設置会社制度を選択した上で、取締役会において、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定を行う。
- ②効率的で機動的な経営を行うため、原則として業務執行の決定に関する権限(法令で定められた取締役会専決事項に係るものを除く)を大幅に執行役に委譲する。
- ③執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置する。
- ④地域及び特定の事業領域に関する事項を審議し議論するマネジメントコミッティを設置する。
- ⑤クロス・ファンクション活動(機能横断的活動)を進めるため、クロス・ファンクショナル・チーム(CFT)を置いている。CFTは、会社が取り組むべき各種の課題や問題を発掘し、それをライン組織に提案する。
- ⑥社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役及び使用人の権限と責任を定める権限基準を整備する。
- ⑦中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①世界中のグループ会社で働く全ての社員を対象として「グローバル行動規範」を策定し、その周知・徹底を図る。
- ②行動規範の遵守を確実なものとするため、eラーニング等の教育プログラムを充実させる。
- ③当社の取締役や執行役等を対象に、「取締役・執行役等の法令遵守ガイド」を策定し、その遵守を徹底する。
- ④反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
- ⑤当社の役員・従業員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為又はそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
- ⑥これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、「グローバルコンプライアンス委員会」を設置する。グローバルコンプライアンス委員会が検知したコンプライアンス課題のうち本社執行役及びマネジメントコミッティ議長に関連したものについては、監査委員会に直接報告を行う。
- ⑦内部通報制度を導入し、社内外に窓口を設置することにより、社員からの意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について直接当社マネジメントに伝えることを可能とし、執行役等のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とす

る。

- ⑧社内規程を整備し、教育・研修プログラムを通じて、周知・徹底と啓発を行う。
- ⑨金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。当社における財務報告にかかる内部統制には、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の手続を遵守することを含んでいる。プロセスを整備し、適切に運用するべく取り組むとともに、検出された会計及び内部統制に関する不備を適切にフォローアップし、その是正に取り組む。
- ⑩取締役会は、その構成員の過半数及び議長に独立性を有する社外取締役(独立社外取締役)を選任し、執行役からの定期的な報告受領、独立社外取締役のみによる会合の定期開催、筆頭独立社外取締役の設置、事務局の人員・機能の充実化及び独立性確保等の諸策を講じる等して、執行役等の職務執行状況の監督に注力するとともに、その実効性について、3年に一度、第三者評価機関による評価を受ける。
- ⑪監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とし、適切な資質・能力を有する取締役を選任し、執行役等の職務執行状況を監査する。また取締役会の監督機能の実効性についても、適切に監査する。
- ⑫当社及びグループ会社の業務執行に関するプロセス、ポリシー、法令その他の問題について遵守がなされているかの監査を定期的に行うことを目的に、監査委員会の管轄の下、専門の内部監査部門を設置し、有効かつ効率的なグループ・グローバルな内部監査を行う。また、リージョンの内部監査部門を設置し、当社のグローバル内部監査室の統括の下に内部監査を行う。
- ⑬監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で随時連携を行う。
- ⑭ルノーその他の主要株主又はアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社と当社との間における利益相反の可能性に鑑み、当社の代表執行役は、ルノーその他の主要株主若しくは三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役その他の役職員を兼任してはならないものとし、当社の代表執行役就任時に当該役職員に就任している場合には、速やかに兼任を解消するための措置を採るものとする。
- ⑮ルノーその他の主要株主若しくはアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社において取締役、執行役等を務めた経験を有する取締役は、当該勤務経験先と当社グループとの間で利益が相反する可能性のある議案が当社の取締役会に上程される場合には、当該議案の審議及び決議に参加しないものとする。
- ⑯当社・ルノー・三菱自動車間のアライアンスに関する活動については、三社で共同運営する機能に関するものも含め、当社の取締役会、エグゼクティブコミッティ、関係する執行役等の指揮、監督のもと行う。また、関連する意思決定は、権限基準に基づき、当社の取締役会、執行役、又は従業員が法令を遵守し、当社・ルノー・三菱自動車間の利益相反の可能性にも配慮した上で行う。
- ⑰社内組織の新設又は変更にあたり、法務、経理、財務その他の管理部署の牽制機能を阻害する可能性のある権限分掌構造を採用しないものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社に与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「グローバルリスク管理規程」に基づき行動する。
- ②全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等具体的対策を講ずる。

③全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講じる。

④内部監査部門は、監査委員会の管轄の下、リスクベースの手法による内部統制の状況に対するアシュアランス、及び必要に応じたコンサルティングの提供を目的として、関連する監査基準等に従って監査活動を行う。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①法令及び社内規則の定めるところに従い、当社の執行役の職務の執行に係る文書その他の情報を保存し、適切に管理する。

②各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、書面又は電子システムによって決裁し、適切に保存・管理する。

③これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な管理を行っており、特に重要な経営会議体に関する資料等については、当社の取締役、執行役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、合理的な範囲で閲覧できる仕組みとする。

④情報の作成・利用・管理等に関するポリシーを整備し、情報の適切な保管・管理を徹底のうえ、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①適正かつ効率的で統一的なグループ経営が行われるよう、グループ会社横断的な各種マネジメントコミッティを設置する。

②マネジメントコミッティを通じて、グループ会社に対して情報を伝えるとともに、当社の経営方針を共有し、国内外のグループ会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。

③各グループ会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定するため、当社は協力する。

(b) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①グローバル行動規範の下に、グループ各社は各社独自の行動規範を策定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、法令や企業倫理の遵守を図っている。グローバルコンプライアンス委員会では、定期的に国内外のグループ会社の状況をモニターし、さらなる法令及び定款の遵守並びに企業倫理の徹底に取り組む。また、グループ会社でも内部通報制度を導入し、意見・質問・要望等を直接所属会社又は当社に提出する仕組みを整備する。

②内部監査部門は、グループ会社の業務執行の監査を実施するとともに、リスクマネジメント、コントロール及びガバナンスプロセスの有効性の評価並びに向上を目的として監査を実施する。

③監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行う。

④特にグループ会社に対する内部監査その他のモニターの範囲や頻度等については、特定されたリスク、当該グループ会社の規模や業態、重要性等に応じて適宜、合理的な差異を設ける場合があり得る。

(c) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①グループ会社は、グローバルリスク管理規程に基づき行動する。
 - ②グループ全体に影響を与えるグループ会社のリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下具体的対策を講じる。
 - ③上記以外のグループ会社のリスクに関するマネジメントは、それぞれのグループ会社が責任をもち、リスクの発生を極小化するために必要な措置を講じる。
 - (d) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
上記(a)ないし(c)で述べた体制のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社に求め、その把握に努める。
- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、スタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行する。
 - ②当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を必要とする。
- (7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制
- ①当社の監査委員会は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は報告を実施する。
 - ②当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、会社の業績・信用に大きな悪影響を及ぼしたものの、又はそのおそれのあるもの、グローバル行動規範その他の行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれのあるもの、及びこれに準じる事項を発見した場合、速やかに当社の監査委員会に報告する。
 - ③当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。
 - ④内部監査部門は、リスクベースの監査計画及び監査発見事項等を当社の監査委員会に継続的に報告する。
- (b) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
- ①当社の監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行い、グループ各社の監査役は、当社の監査委員会に対して、グループ全体に影響を与える事項を中心に報告を行う。
 - ②グループ会社の役員等及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。
 - ③当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人(内部監査部門に所属する者を含む。)は、上記(5)の体制を通じて報告を受けたグループ各社の事項について、上記(a)のとおり、当社の監査委員会に対して報告を実施する。
- (c) 上記(a)ないし(b)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行う。

(8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

(9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化する。その上で、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名以上置く。
- ②監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携する。監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行う。内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得る。
- ③社長兼最高経営責任者を始めとする執行役と監査委員会は、定期的に又は監査委員会の求めに応じて会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。
- ④監査委員会は、重要会議等に出席し、意見を述べることができるほか、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
- ⑤監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を行う。

●業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。なお、取締役会は、その責任において、当該体制と方針の実行状況を継続的にモニターしております。また、内部統制について担当する執行役を選定し、関連各部署が当該執行役の下で連携をとって内部統制システムの改善に努めております。

(1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、社外取締役を含む12名で構成されており、経営の基本方針等法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定並びに個々の取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っている。当事業年度において取締役会は16回開催された。業務執行の決定に関する権限は、大幅に執行役に委譲されている。
- ・執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論するエグゼクティブコミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置し、効率的かつ効果的な経営を行っている。
- ・社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、権限基準が整備されており、常に透明性が高く、迅速かつ効果的な意思決定が確保されるよう、当該基準について定期的及び必要に応じ見直し・改定を行っている。

(2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グローバルコンプライアンス委員会の統括のもと、リージョナルコンプライアンス委員会を地域ごとに配置して、違法行為や非倫理的行為を未然に防ぐグローバルな体制を構築している。法令・倫理遵守機能を高めるため、各地域、拠点が連携しながらコンプライアンスの周知徹底と違法行為の未然防止活動に取り組んでいる。グローバルコンプライアンス委員会は当該事業年度においては、5月と11月に開催され、各地域のコンプライアンスオフィサーが参加した。
- ・当社では、グローバルに従業員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、企業活動が正しく行われるよう、グローバルで統一した内部通報制度を導入している。当該内部通報制度は「SpeakUp(スピークアップ)」という名称のもと導入されており、従業員やその他の関係者が匿名で通報し、双方向に秘匿なコミュニケーションを行うことが可能となっている。当社は従業員に対して、行動規範や内部規程の違反行為を報告するように促すとともに、通報者への報復を禁じる方針を定めており、それがコンプライアンス制度の土台となっている。
- ・役員及び従業員がコンプライアンスに関する施策や行動規範の内容を確実に理解・尊重できるよう、積極的にグローバルレベルで研修を行っている。
- ・金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。この取り組みにあたり、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の各手続を遵守している。重要な内部統制プロセスは十分に文書化されており、その内部統制の有効性の評価と完全な理解が可能となっている。また、J-SOXで検出された事項に加えて会計監査及び内部監査上の指摘事項にも対処している。すなわち、当社経理部は各リージョンの経理・財務担当部署とともに改善の進捗や対応状況を定期的に検討するとともに、グローバルコントローラーのもと、内部統制について改善点を有する全てのリージョンと四半期毎にステアリングコミッティーを開催している。これによって当社経理部は他のリージョンが直面している課題を理解することができ、関連する分野についての潜在的なリスクを認識することができる。このような情報共有の仕組みにより、既存の課題に対処するだけでなく、問題の未然の防止にも取り組んでいる。
- ・内部監査部署として、独立した組織であるグローバル内部監査機能を監査委員会の管轄の下、設置している。各地域では統括会社に設置された内部監査部署が担当し、販売金融及びITの分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置している。Chief Internal Audit Officerの統括の下、全ての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施されている。内部監査は、監査委員会の承認を受けた監査計画に基づき実施され、監査委員会へ定期的に監査結果を報告している。また、監査結果は関係部署及び役員へ適宜報告している。
- ・当社は筆頭独立社外取締役が議長を務める社外取締役のみによる会合を定期的で開催している。また、2019年6月15日付で取締役会室を創設し、事務局の人員・機能の充実化及び独立性確保等の諸策を講じる等して、執行役等の職務執行状況の監督に注力するとともに、2019年度の取締役会の実効性については第三者評価機関を活用して評価を実施した。なお、取締役会の実効性評価結果の概要は当社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社はグローバルリスク管理規程に基づき、グループ全体で活動を推進している。具体的には、事業環境の変化に対応するため、リスク管理の専門部署による役員層へのインタビューを毎年実施、さまざまなリスクの洗い出しに続き、インパクトと頻度、コントロールレベルを評価し、コーポレートリスクマップの見直しを行っている。そしてリス

クマネジメント委員会において、全社的に管理すべきリスクとその管理責任者を決定し、責任者のリーダーシップのもと、各リスクへの対策に取り組んでいる。当該事業年度において、リスクマネジメント委員会を3回開催した。

- ・国内外の連結会社とも連携を深め、グループ全体でリスクマネジメントの基本的なプロセスやツールの共通化、情報の共有化を進めている。

(4) 執行役の職務の執行に係る 情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティ全般に対する取り組みの基本方針である情報セキュリティポリシーをグローバルに展開し、情報セキュリティ委員会のもと、PDCAを回した対策を図っている。特に、グローバルで発生する社内外の情報漏えい事案については随時捕捉し、タイムリーに情報セキュリティの強化を実施することにより、確実に対応している。同ポリシー徹底のため、情報セキュリティに関する社内教育を継続的に実施し、周知・定着を図っている。当該事業年度において、情報セキュリティ委員会を3回開催した。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・各種マネジメントコミッティ、グローバルコンプライアンス委員会、グループ会社監査、グループ各社の監査役を集めての会合等のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社から受けている。

(6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、専任のスタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行している。
- ・当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を得ている。

(7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社の監査委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じ、執行役、執行役員及び使用人から、当社及びグループ会社の業務執行に関する報告を受けている。
- ・当社の監査委員会は、当社及びグループ会社の業務執行に関する監査の結果について、定期的に内部監査部署より報告を受けている。
- ・当社の監査委員は、主なグループ会社を定期的に訪問しており、その際、各社社長及び役員から業務の執行状況の報告を受けているほか、各社監査役とも意見交換を実施している。また、当社の監査委員会は、グループ各社の監査役との情報及び意見交換を目的とした会合を定期的実施して連携を図ること等により、グループガバナンスの強化に取り組んでおり、かかる会合でグループ各社の監査役は、年度監査計画及び重点課題の進捗状況等を報告している（当該事業年度においては2回開催した）。
- ・グローバル行動規範において、従業員は行動規範の違反を察知した場合には速やかに報告する義務を負っている旨、報告者は報復を受けることのないよう保護される旨定め、周知を図っている。

(8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受け

た場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設けている。

(9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化している。その上で、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名置いている。
- 当社の監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携している。また、当社の監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行っている。一方、内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告している。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得ている。
- 当社の監査委員会委員長である永井素夫は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役と、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議等に出席して、意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び従業員に対して説明又は報告を求めている。同氏が収集した情報については、適時に他の監査委員にも共有されている。
- 当社の監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を行っている。

3.連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	605,814	814,682	4,961,980	△139,457	6,243,019	30,004	4,762
会計方針の変更による 累積的影響額			△14,353		△14,353		
会計方針の変更を反映し た当期首残高	605,814	814,682	4,947,627	△139,457	6,228,666	30,004	4,762
当期変動額							
剰余金の配当			△150,652		△150,652		
親会社株主に帰属する 当期純損失			△671,216		△671,216		
自己株式の取得				△2	△2		
自己株式の処分		5		197	202		
連結範囲の変動			△108		△108		
持分法の適用範囲の変 動			△608		△608		
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△2			△2		
連結子会社株式の売却 による持分の増減		3,620			3,620		
関連会社の子会社に対 する持分変動		△249			△249		
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						△46,424	△25,114
当期変動額合計		3,374	△822,584	195	△819,015	△46,424	△25,114
当期末残高	605,814	818,056	4,125,043	△139,262	5,409,651	△16,420	△20,352

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	連結子会社の 貨幣価値変動 会計に基づく 再評価積立金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△30,882	△790,131	△154,097	△940,344	320,835	5,623,510
会計方針の変更による 累積的影響額					△79	△14,432
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△30,882	△790,131	△154,097	△940,344	320,756	5,609,078
当期変動額						
剰余金の配当						△150,652
親会社株主に帰属する 当期純損失						△671,216
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						202
連結範囲の変動						△108
持分法の適用範囲の変 動						△608
連結子会社株式の取得 による持分の増減						△2
連結子会社株式の売却 による持分の増減						3,620
関連会社の子会社に対 する持分変動						△249
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△4,750	△256,029	△72,701	△405,018	39,728	△365,290
当期変動額合計	△4,750	△256,029	△72,701	△405,018	39,728	△1,184,305
当期末残高	△35,632	△1,046,160	△226,798	△1,345,362	360,484	4,424,773

(参考情報)「連結包括利益計算書」

連結包括利益計算書
(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純損失	△666,178
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△43,401
繰延ヘッジ損益	△24,671
連結子会社の貨幣価値変動会計に基づく再評価積立金	△5,470
為替換算調整勘定	△239,385
退職給付に係る調整額	△64,492
持分法適用会社に対する持分相当額	△40,550
その他の包括利益合計	△417,969
包括利益	△1,084,147
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△1,076,234
非支配株主に係る包括利益	△7,913

4.連結計算書類の「連結注記表」

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- (1) 連結子会社 197社 (国内 67社、海外 130社)
- 国内車両・部品販売会社 神奈川日産自動車(株)、日産自動車販売(株)、日産部品中央販売(株) 他 41社
- 国内車両・部品製造会社 日産車体(株)、愛知機械工業(株)、ジヤトコ(株) 他 5社
- 国内物流・サービス会社 日産トレーディング(株)、(株)日産フィナンシャルサービス、(株)オーテックジャパン 他 12社
- 在外会社 北米日産会社、日産インターナショナル社、英国日産自動車製造会社、メキシコ日産自動車会社 他 126社
- 非連結子会社 67社 (国内 47社、海外 20社)
- 国内会社 (株)日産アーク 他 46社
- 在外会社 ジヤトコ・コリア・エンジニアリング 他 19社

なお、上記の非連結子会社は、総資産・売上高・当期純損益・利益剰余金等を勘案しても比較的小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外した。

- (2) 持分法適用会社 49社
- 非連結子会社 17社 (国内 12社、海外 5社)
- (株)日産アーク 他 16社
- 関連会社 32社 (国内 18社、海外 14社)
- ルノー、東風汽車有限公司、三菱自動車工業(株)、日産東京販売ホールディングス(株) 他 28社
- 持分法非適用会社 60社
- 非連結子会社 50社 日産車体コンピュータサービス(株) 他 49社
- 関連会社 10社 日産カーテクノ山口(株) 他 9社

なお、上記の非連結子会社及び関連会社については、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲から除外した。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

- 連結新規 9社 ジヤトコ(蘇州)自動変速機有限公司 他 8社
- 連結除外 4社 カナダ日産フィナンシャルサービス 他 3社
- 持分新規 3社 阿利昂斯汽車研発(上海)有限公司 他 2社
- 持分除外 3社 日産プリンス熊本販売(株) 他 2社

異動の理由は、新規会社は新規設立、除外会社は株式譲渡等によるものである。

2.連結子会社の決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社のうち、決算日が連結決算日(3月31日)と異なる子会社は次のとおりである。
- ・12月31日が決算日の会社・・・裕隆日産汽車股份有限公司、メキシコ日産自動車会社 他 25社
- (2) 12月31日が決算日の会社のうち、メキシコ日産自動車会社他 17社については、連結決算日における仮決算による財務諸表で連結している。また、裕隆日産汽車股份有限公司他 8社については、各社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券……………・満期保有目的の債券…償却原価法
・その他有価証券
時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

- ② デリバティブ……………時価法

- ③ たな卸資産…………… 通常の販売目的で保有するたな卸資産…主として先入先出法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産は主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法を採用している。リース資産(使用权資産を含む)の耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。一部海外関係会社においては、国際財務報告基準(IFRS)第9号の適用に伴い、金融資産について予想信用損失モデルによる減損を認識している。

- ② 製品保証引当金…………… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として6年～17年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8年～26年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用し、従業員の平均残存勤務期間あるいは従業員の平均余命期間にて費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…デリバティブ取引
・ヘッジ対象…主として外貨建債権債務等

- ③ ヘッジ方針…………… 連結計算書類作成会社のリスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。

④ヘッジ有効性の評価方法…ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん(のれん相当額)は重要性に応じ、20年以内のその効果が発現すると認められる一定の年数にわたって均等償却を行っている。但し、金額が僅少な場合は、すべて発生時の損益として処理している。

2010年4月1日以降に発生した負ののれん(負ののれん相当額)は、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理している。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

(9) 連結納税制度の適用

連結計算書類作成会社及び一部の子会社は連結納税制度を適用している。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

連結計算書類作成会社及び一部の国内子会社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、グループ通算制度への移行を創設した改正(令和2年法律第8号)を織り込む前の税法の規定に基づいている。

4. 会計方針の変更

(1) 国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」及び米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(ASU)第2016-02号「リース」

海外関係会社において、IFRS第16号「リース」(2016年1月13日)及びASU第2016-02号「リース」(2016年2月25日)を当連結会計年度の期首から適用している。

これにより、原則としてすべての借手としてのリースを連結貸借対照表に資産と負債として計上する方法に変更している。

当該会計基準の適用については、経過的な取り扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の有形固定資産が77,412百万円増加、流動負債に含まれるリース債務が12,319百万円増加、固定負債に含まれるリース債務が72,158百万円増加、利益剰余金が3,864百万円減少、純資産に含まれる非支配株主持分が79百万円減少している。また、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響は軽微である。

(2) 国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」

一部海外関係会社において、IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」(2017年6月7日)を当連結会計年度の期首から適用している。

これにより、不確実な税務処理を税務当局が認める可能性が高くはないと結論付ける場合には、不確実性の影響を法人税等に認識している。

当該会計基準の適用については、経過的な取り扱いに従って、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は10,489百万円減少している。また、当連結会計年度の当期純損失が9,045百万円減少している。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別利益に区分掲記していた「事業譲渡益」は重要性が乏しいため「その他」に含めて表示している。

前連結会計年度において、特別損失に区分掲記していた「販売体制の再編費用」は重要性が乏しいため「その他」に含めて表示している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

販売金融債権	2,506,933	百万円
有形固定資産	942,124	
計	3,449,057	

(2) 上記担保資産の対象となる債務

短期借入金	606,470	百万円
長期借入金	1,840,540	
(1年内返済予定を含む)		
計	2,447,010	

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	5,491,791	百万円
(内、リース資産)	110,517	百万円)

3. 保証債務等の残高

(1) 保証債務残高	23,294	百万円
(内、従業員向け)	23,025	百万円、その他 269 百万円)
(2) 保証予約残高	26	百万円

4. 偶発債務

・タカタ製エアバッグ・インフレーターに関連した訴訟

主に米国及びカナダにおいて、タカタ製エアバッグ・インフレーター(膨張装置)に関連した様々な集団訴訟と民事訴訟、また州等による訴訟が、当社及び連結子会社と他の自動車製造会社に対して提起されている。訴訟は、エアバッグ・インフレーターの欠陥を主張し、原告が費やした費用や原告の主張する車両の価値の下落などの経済的損失等、さらに特定のケースでは人身傷害に対して、損害賠償や懲罰的損害賠償を請求している。米国における集団訴訟の多くは、フロリダ州南地区連邦地方裁判所に移送され、連邦広域係属訴訟(以下「MDL」という。)として統合された。当社と北米日産会社は、MDL において係争中の米国における集団訴訟を解決することになると見込まれる、顧客を重視した多数のプログラムによる和解提案について同意した。2017年9月、MDL の裁判所は提案された和解案を暫定的に承認した。和解金の支払い予定額 87.9 百万ドルが4年間に亘って支払われる。2018年2月、同裁判所は和解案を最終的に承認した。現時点では、上記以外の訴訟は進行中であり、将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないために、当該偶発事象に係る損失について引当金は計上していない。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、将来台数見通しの更新を受けて、当連結会計年度末において減損の兆候が認められた資産グループについて減損テストを実施した。その結果、以下の自動車事業の事業用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上した。将来キャッシュ・フローの見積りには新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を加味している。

なお、資産のグルーピングは、事業セグメント(自動車・販売金融)及び相互補完性を考慮した地域区分に基づいて行っているが、当連結会計年度末の減損テストの手続きの中で一部のグルーピングについて見直しを実施している。

用途	種類	場所	金額(百万円)
事業用資産	機械装置及び運搬具等	米州	321,708
事業用資産	機械装置及び運搬具等	欧州	148,533
事業用資産	機械装置及び運搬具等	アジア	51,764
		合計	522,005

また、当社グループは、将来の使用が見込まれていない遊休資産、処分が決定された資産等については個々の資産ごとに減損の要否を判定しており、以下の資産について減損損失を計上した。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	機械装置及び運搬具等	日本、欧州、アジア(合計 13 件)	14,468
売却資産	機械装置及び運搬具	欧州(1 件)	1,345
処分予定資産	土地、建物及び構築物、無形固定資産等	日本、その他(合計 13 件)	2,824

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,220,715 千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	111,520	28.5	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	39,132	10.0	2019年9月30日	2019年11月27日

(注) 配当金の総額は、ルノーに対する配当金の内、ルノー株式に占める当社持分相当の配当金を控除したものである。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項なし。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、リスクを適切なレベルに維持しつつ資金の運用管理を効果的に行うことを目的として、短期的な預金や適格な現先取引等を行っている。

資金調達については、短期・長期の銀行借入れ、社債、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化による調達など、流動性リスクを低減する為に調達手段の多様化を行っている。

当社グループは、製品販売の対価として受取手形や売掛金を保有しており、契約に基づいた販売条件により資金回収を行っている。また、製品の開発・製造、販売に必要な部品・資材・サービスを調達しており、各種支払い条件に基づいた期日の債務を保有している。

デリバティブ取引は、主として外貨建債権債務の為替変動リスクの回避、有利子負債の金利変動リスクの回避、及びコモディティの価格変動リスクの回避を目的としてグループ内のリスク管理規定に基づき行っており、投機目的の取引は行っていない。

販売金融事業においては、厳格な与信審査により顧客へのオートローンやリース、ディーラーへの在庫金融や運転資金ローンなどを中心とした金融サービスを提供している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,382,471	1,382,471	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	356,156 △7,626		
	348,530	348,530	—
(3) 販売金融債権(*2) 貸倒引当金(*1)	6,694,128 △127,282		
	6,566,846	6,564,932	△1,914
(4) 有価証券及び投資有価証券	868,921	572,950	△295,971
(5) 長期貸付金 貸倒引当金(*1)	13,658 △2,500		
	11,158	12,056	898
資産計	9,177,926	8,880,939	△296,987
(1) 支払手形及び買掛金	1,357,047	1,357,047	—
(2) 短期借入金	1,339,949	1,339,949	—
(3) コマーシャル・ペーパー	726,017	726,017	—
(4) 社債(*3)	1,808,486	1,773,322	35,164
(5) 長期借入金(*3)	3,925,462	3,921,878	3,584
(6) リース債務(*3)	108,066	107,916	150
負債計	9,265,027	9,226,129	38,898
デリバティブ取引(*4)	30,030	30,030	—

(*1) 受取手形及び売掛金、販売金融債権及び長期貸付金に個別に計上された貸倒引当金は控除している。

(*2) 販売金融債権の連結貸借対照表計上額は、割賦繰延利益等 45,208 百万円を控除したものである。

(*3) 社債、長期借入金及びリース債務には、流動負債における1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及びリース債務をそれぞれ含んでいる。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 販売金融債権

これらの時価は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローに対し、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。非上場外国投資信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 長期貸付金

これらの時価は、個々の貸付金ごとの将来キャッシュ・フロー(元利金)を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値により算定している。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(5) 長期借入金、並びに(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

割引現在価値等により算定している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 568,773 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、国内及び海外において、賃貸等不動産を所有しており、主に自動車及び部品の販売店舗等を有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
111,495	119,994

(注1) 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,038 円 95 銭
1 株当たり当期純損失(△)	△171 円 54 銭

重要な後発事象に関する注記

当社及び当社子会社は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化リスクを見据えた資金計画や市場動向を勘案し、2020年4月以降複数の金融機関との間で、総額 712,577 百万円(うち、597 百万ポンド及び 500 百万ドルの資金調達が含まれる)の資金調達を実行している。

当該資金調達は概ね市場実勢どおりの利率で、返済期限は平均2年程度である。また、いずれも担保設定及びその他重要な特約等の設定はしていない。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を四捨五入して表示している。

5. 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		買換資産 圧縮積立金	特別償却 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	605,813	804,470	184	804,654	53,838	54,416	9	991,381	1,099,646
当期変動額									
剰余金の配当								△161,402	△161,402
買換資産圧縮積立金の積立						6		△6	—
買換資産圧縮積立金の取崩						△343		343	—
特別償却積立金の積立							3	△3	—
特別償却積立金の取崩							△2	2	—
当期純損失								△342,745	△342,745
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計						△337	1	△503,812	△504,148
当期末残高	605,813	804,470	184	804,654	53,838	54,079	10	487,569	595,498

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△28,752	2,481,362	24,752	△169	24,583	2,505,945
当期変動額						
剰余金の配当		△161,402				△161,402
買換資産圧縮積立金の積立						—
買換資産圧縮積立金の取崩						—
特別償却積立金の積立						—
特別償却積立金の取崩						—
当期純損失		△342,745				△342,745
自己株式の取得	△2	△2				△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△43,354	169	△43,184	△43,184
当期変動額合計	△2	△504,150	△43,354	169	△43,184	△547,335
当期末残高	△28,754	1,977,211	△18,601	—	△18,601	1,958,610

6. 計算書類の「個別注記表」

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券 …………… 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
①時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
②時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。
- (2) デリバティブ …………… 時価法
- (3) たな卸資産 …………… 先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数、残存価額は実質的残存価額によっている。
- (2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。
- (3) リース資産 …………… 定額法を採用している。なお、耐用年数は見積耐用年数又はリース期間とし、残存価額は実質的残存価額によっている。

3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
- (2) 製品保証引当金 …………… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。
- (3) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、退職給付引当金又は前払年金費用を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用している。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。
- (4) 関係会社事業損失引当金 … 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法…………… 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等の内、外貨建売上債権に係るもの以外については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…デリバティブ取引
ヘッジ対象…主として外貨建債権債務等
- ③ヘッジ方針……………リスク管理規定及びデリバティブ取引に関する権限規定に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしている。
- ④ヘッジ有効性の評価方法…ヘッジ手段とヘッジ対象の取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(3) 消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっている。

(4) 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用している。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、グループ通算制度への移行を創設した改正(令和 2 年法律第 8 号)を織り込む前の税法の規定に基づいている。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,412,652 百万円
(内、リース資産 50,142 百万円)

2. 保証債務等の残高

(1) 保証債務

被保証者	保証債務残高 (百万円)	被保証債務の内容
従業員	※ 21,606	借入金(住宅資金)の債務保証
英国日産自動車製造会社	5,639	借入金(設備資金)の債務保証
日産サウスアフリカ会社	457	借入金(運転資金)の債務保証
北米日産会社	130	借入金(設備資金)の債務保証
計	27,833	※貸倒実績率を基に貸倒引当金を計上している。

(2) 保証予約

被保証者	保証予約残高 (百万円)	被保証債務の内容
ひびき灘開発(株)	25	借入金の保証予約

(3) キープウェル・アグリーメント

当社は上記のほか以下の子会社と信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。

各金融子会社等の2020年3月末の債務残高は次のとおりである。

対象会社	対象債務残高(百万円)
米国日産販売金融会社	4,330,218
(株)日産フィナンシャルサービス	851,600
カナダ日産自動車会社	384,959
豪州日産販売金融会社	321,726
ニッサンリーシング(タイランド)社	111,758
ニュージーランド日産販売金融会社	24,285
計	6,024,548

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	308,226 百万円
短期金銭債務	1,111,979
長期金銭債務	9,819

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,566,095百万円
営業費用	1,291,563
営業取引以外の取引による取引高	228,829

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	28,435 千株
------------------------	------	-----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損、研究開発費、未払費用、退職給付引当金、繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、租税特別措置法上の諸積立金、未収還付事業税である。
なお、繰延税金資産から控除されている評価性引当額は282,458百万円である。

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北米日産会社	所有 直接 100%	当社製品の販売先	売上高	865,997	売掛金	44,364
子会社	日産車体(株)	所有 直接 50.01% 間接 0.01%	当社製品の一部を 製造委託	仕入高	299,225	買掛金 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	71,468 11,477 7,256 3,279
関連会社	三菱自動車工業(株)	所有 直接 34.04%	当社製品の一部を 製造委託 役員の兼任	仕入高	63,406	買掛金 電子記録債務 その他 (前渡金) 未収入金 未払費用	41,114 26,844 23 25,909 181
子会社	日産インターナショナル社	所有 直接 100%	当社製品の販売先	資金の借入	72,223	短期借入金 関係会社 長期借入金	48,104 53,797
子会社	ニッサングローバルリインシュランス社	所有 間接 100%	損害保険の再保険 引受先	資金の借入	78,032	短期借入金	77,375
子会社	ニッサンイクステンディッドサービスノ ースアメリカ社	所有 間接 100%	当社製品の延長保 証契約の引受先	資金の借入	50,592	短期借入金	49,725
子会社	日産ファイナンス(株)	所有 直接 100%	当社の国内子会社 への融資の為の 資金貸借	資金の借入 資金の貸付	404,425 —	短期借入金 関係会社 長期貸付金	428,258 355,421
子会社	ニッサンインターナショナルホール ディングビービイ	所有 直接 100%	関係会社の株式を 保有	資金の貸付 増資の引受	148,760 225,607	関係会社 短期貸付金 —	110,545 —
子会社	エヌアールファイナンスメキシコ	所有 間接 100%	当社製品の販売金 融の為の貸付	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	53,797
子会社	日産(中国)投資有限公司	所有 直接 100%	当社製品の販売先	資金の借入 受取配当金	48,924 137,796	短期借入金 —	125,896 —
子会社	米国日産販売金融会社	所有 間接 100%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	4,330,218	—	—
子会社	㈱日産フィナンシャルサービス	所有 直接 100%	売掛債権の売却及 び当社製品の販売 金融のための保証 等	債権売却 保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	1,102,476 851,600	— —	— —
子会社	豪州日産販売金融会社	所有 間接 100%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	321,726	—	—
子会社	カナダ日産自動車会社	所有 直接 90.91% 間接 9.09%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	384,959	—	—
子会社	ニッサンリーシング(タイランド)社	所有 直接 67.21% 間接 32.79%	当社製品の販売金 融の為の保証等	保証債務等 (キープウェル・ アグリーメント)	111,758	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 製品及び部品の販売については、市場価格・総原価等を検討の上決定している。
- (2) 製品の購入については、提示された見積価格、現行製品の価格及び当社製品の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定している。
なお、部品の支給等は仕入高と相殺されており、その額は当社の原価から算定した価格を基に、交渉の上決定している。
- (3) 当社は、グループ企業との金銭貸借を行っており、利率については市場金利を勘案の上、決定している。
- (4) 100%子会社からの受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定している。
- (5) 売掛債権の売却については、販売会社のユーザンス期間に応じ、市場金利を勘案して、債権売却の割引率を決定している。

その他

- (1) 日産ファイナンス(株)に対する資金の借入は、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、取引金額は期中の平均残高を記載している。
- (2) ニッサンインターナショナルホールディングビーブイに対する増資の引受は、デット・エクイティ・スワップの方法により行ったものである。
- (3) 子会社の借入金等に対して債務保証をしている。
また、債務保証の一環として、信用を補完することを目的とした合意書(キープウェル・アグリーメント)がある。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	467 円 19 銭
1 株当たり当期純損失(△)	△81 円 76 銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化リスクを見据えた資金計画や市場動向を勘案し、2020年4月以降複数の金融機関と総額 459,442 百万円(うち、597 百万ポンドの資金調達が含まれる)の資金調達を実行している。

当該資金調達は概ね市場実勢どおりの利率で、返済期限は平均 2 年程度である。また、いずれも担保設定及びその他重要な特約等の設定はしていない。

上記に加え、米国日産販売金融会社にて借入した 200,000 百万円については保証債務を提供している。

その他の注記

該当事項なし。

記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示している。

以 上